

熊本県立劇場庭園管理業務仕様書

第1 一般通則

- 1 この仕様書は、熊本県立劇場敷地内の樹木及び庭園等の維持管理を対象とする。受託者は、委託業務の安全管理については、「労働安全衛生法」等関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。
- 2 この仕様書は、庭園管理等の施工業務の基本を示すものであり、現場の状況に応じ軽微なもの又は、本書に記載のない事項であっても、業務上必要なものについては委託者の指示に従い異議なく実施するものとする。
- 3 委託期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までとする。
- 4 受託者の過失により生じた物件の棄損は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、契約後、委託業務の年間計画表を提出するものとする。
- 6 受託者は、業務実施後は業務実施報告書を提出し、委託者の検査を受けること。
- 7 本業務に使用する機材は、受託者の負担とし、電力、ガス、水道の使用料は、委託者の負担とする。
- 8 本業務に抛り発生したゴミ等は、受託者の責任で確実に処理するものとする。
- 9 業務施行に関して関係官公署や、付近住民および利用者と交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、速やかに委託者と協議すること。
- 10 業務区域内に車両または歩行者の通行があるときは、これらの交通に安全な施策を施すとともに、必要に応じて交通整理員をおくこと。
- 11 受託者は、施行全般にわたって、主要な施行現場を撮影し、編集して施行完了の際に業務記録写真帳として提出すること。
- 12 使用機械器具
 - (1) 機械類を使用、または移動させる場合は、関係法規の定めを厳守し、架空線、埋設物、道路およびその他構造物等に損傷を与えることのないよう常に注意すること。また、業務時間等は周辺住民へ配慮して、騒音にも充分注意すること。
 - (2) 機械類を休止させておく場合、または操作している者が、一時的に受持ち場所を離れる場合は原動機を止め電源を切る等の事故防止に必要な措置を講ずること。

第2 施工

- 1 管理対象は以下のとおりとする。

別紙「熊本県立劇場樹木台帳位置図」の該当樹木等とする。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| (1) 高木（樹高 3m 以上、幹周=30 cm以上） | 452 本 |
| (2) 中木（樹高 60 cm~3m） | 132 本+182.4 m ² |
| (3) 低木、垣根、地被類 | 3,213 m ² |

2 施工回数は以下のとおりとする。

項 目	回数等	備 考
常駐業務	月 20 日、年間 240 日	
薬剤散布業務	年 3 回	
除草・草刈業務	年 3 回	7,970 m ²
側溝清掃業務	年 2 回	
樹木剪定業務	年 2 回	高木は除く
施肥業務	年 2 回	

3 常駐業務

- (1) 建物外部の清掃、草取り、庭園等点検を行い、敷地内の美観保持に努めること。(範囲は別紙「熊本県立劇場 全体図」のとおり)。
- (2) 通路、駐車場、庭園等建物外部のゴミ及び落ち葉を取りこぼしのないようきれいにかき集めること。なお、敷地外に落ちた枯葉等も適宜きれいにかき集めること。
- (3) 庭園内樹木等に適宜散水を行い、樹木等が枯れないように注意を払うこと。
- (4) 受託者は、上記のための作業員を 1 名常駐 (20 日/月) させること

4 薬剤散布業務

- (1) 病虫害防除については、作業前に薬剤の検査を受けること。
- (2) 薬剤の使用については、農薬取締法等関連法規及び使用基準を遵守し安全の確保に十分注意すること。
- (3) 散布方法は、それぞれ病虫害の特性に応じた効果的な方法で行うこと。
- (4) 散布に際しては、天候の条件を考慮して実施し、対象植物以外にかかからぬよう十分注意すること。
- (5) 散布量は、指定の濃度に正確に混合し、枝葉の部分にむらなく散布すること。
- (6) 散布作業は、人体への影響を考慮し、被服、手袋、マスク等で完全に防備すること。
- (7) 薬害の疑いがある場合は、委託者に報告し、適切な措置を講ずること。
- (8) 効果測定は、効果が最も顕著な時期に委託者の検査を受け、効果がない場合は、補正・散布すること。
- (9) 薬剤散布前には周辺民家等に連絡を行い、迷惑がかからないよう十分配慮すること。

5 除草・草刈業務

- (1) 除草業務
 - ① 除草業務は除草作業・草刈り作業の二作業より成り、除草作業は地際より繁茂している雑草類を、根株を残さないように、人力により抜き取るものとする。
 - ② 除草作業にあたっては、樹木類(地被等を含む)を傷めないよう、十分に注意しながら行い、その抜き跡は凸凹のないよう付近の土で埋戻しをすること。
 - ③ 除草・草刈・芝刈作業にあたり、乾燥して埃がたつ時は、水まき等の対策を講ずること。
 - ④ 草刈り作業は敷地内に繁茂している雑草類をカマ、その他の機具を用いて、地際より丁寧に

刈り取るものとする。

- ⑤ 草刈り作業は樹木類を傷つけないよう、充分注意するとともに利用者等に損傷をあたえないよう作業箇所およびその周辺の安全確保に留意すること。特に、動力草刈機械を用いる時は作業時間等周辺住民へ配慮して、騒音にも充分注意すること。

(2) 芝刈業務

- ① 刈込みは芝生地内にある、樹木、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈込むこと。
- ② 刈込高は原則として、10～20mmとするが、支障がある場合は委託者と協議すること。
- ③ 刈り取った芝は、速やかに処理するとともに、刈り跡はきれいに清掃すること。
- ④ 刈込みに先立ち、作業箇所の小石等危険物の除去を行うこと。
- ⑤ 除草は芝生を傷めないよう除草ホークなどを用いて、根より丁寧に抜き取ること。
- ⑥ 抜き取った雑草は、その都度集積し、速やかに処理すると共に、除草跡はきれいに清掃すること。

6 側溝清掃業務

側溝清掃業務は、敷地内全ての側溝、雨水枡、浸透枡底に沈殿する土砂、ゴミ等を用具により確実に除去すること。

7 樹木剪定業務

- (1) 剪定は、樹形のバランスを考慮し、不用の枝は、付け根から切り取る。また、危険防止のため、枯損木や枯れ枝の早期発見と除去を行う。
- (2) 刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意して実施する。
- (3) 刈り取った枝葉は、速やかに搬出処理し、特に枝葉が残らないように周辺の清掃を完全に行うこと。
- (4) 垣根は、樹木の特性に応じて切り詰め、中透かし等を適切に行うこと。
- (5) 株物刈込みは、密生箇所を刈り透かし、刈地原形を考慮しつつ適切に刈込む。
- (6) 枯損木の伐採にあたっては、利用者、建物、車両、周辺樹木、その他の施設等に損傷を与えないよう、かつ安全確保に努めること。また、周囲の芝生等は必要に応じてシートを覆せるなど保護対策を行うこと。

8 施肥業務

(1) 高木、中木施肥（輪肥）

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷込み覆土する。溝掘の際、特に支根を傷めぬよう注意し、細根の密生している場合はその外側に溝を掘ること。

(2) 高木施肥（車肥）

- ① 樹木主幹から放射状に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ溝を深く掘り（原則として4箇所）、

溝底に所定の肥料を敷込み覆土する。

- ② 溝の深さは20 (内側) ~40cm (外側) 程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線下にくるように掘る。

(3) 高木 (つぼ肥)

- ① 樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。
- ② 移植後、1年以内の樹木および剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝および穴の中心線が樹幹中心より根元直径の5倍の位置にくるように掘る。

(4) 垣根施肥

- ① 寒肥は垣根の両側に、縦穴を1箇所ずつ計2箇所を1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。
- ② 追肥は垣根の両側に平行に、深さ20cm程度の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷込み覆土する。樹勢の強弱により施肥料を増減する。
- ③ 縦穴、溝の位置は細根の密生部分より、やや外側とする。

(5) 中・低木施肥

- ① 1本立および小規模な寄せ植えの場合
輪肥、つぼ肥を主体にその方法は上木施肥に準ずる。
また、縦穴および溝の深さは20cm程度とする。
- ② 列植の場合
生垣施肥に準じる。
- ③ 群植、大規模な寄せ植えの場合
有機肥料については1㎡当たり3箇所の、縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。
ただし、縦穴の深さは20~50cm程度とし、根の生育状況に応じて深くする。化学肥料については、植込み内に均等に散布する。